

## &lt;学会レポート&gt;

## 第15回医療の質・安全学会学術集会

2020年11月22日～23日 ZOOMウェビナー開催

旗手 俊彦（札幌医科大学）

第15回医療の質・安全学会学術集会は、covid-19感染拡大の影響を受けて、他の多くの学会年次大会と同様、Web開催となった。今回の統一テーマは、「『予期しない死亡』にどのように対応し、次へ繋げるか～『医療事故調査制度』開始5年を経て～」であった。この統一テーマが示すとおり、診療に関連した死亡事例の原因を分析し、再発防止に役立てることを目的とした医療事故調査制度が、医療法改正により2016年10月から始まって5年が経過する。数多くのセッションの中でとりわけ注目に値したのは、一般社団法人日本医療安全調査機構理事長の木村壯介氏による大会長講演「『医療事故調査制度』開始5年間で学んだこと」であった。木村壯介氏は、この5年間の医療事故調査を総括し、発生報告が1,847件であったことなどを報告したが、同時に大きな課題も浮かび上がってきたとする。その一つが、都道府県毎の報告件数に大きな格差があり、残念ながら医療事故調査に消極的な地域があることである。また、この医療事故調査制度が遺族の「真実を知りたい」という思いに十分には応えていないことも報告された。この課題に対して、木村理事長は、医療事故調査支援センターの機能を強化することで克服する方向を提案した。すなわち、遺族が医療事故調査を望んでも医療機関がこれに対応しない場合には、医療事故調査支援センターによるセンター調査も可能ではあるが、センターが当該医療機関に調査の必要性を示した場合には、原則として当該医療機関は医療事故調査を行わなければならないとする制度改正である。外部から強制されるのではなく、Professional Autonomyによる自発的な医療事故調査として発展させる上では極めて貴重な提案であり、関係者には速やかに制度改正に着手することが求められる。

統一テーマに関連したパネルディスカッションとして、「『医療事故の判断』はどのように行われるべきか」が開催された。このディスカッションでは、定義が難解な医療事故調査制度上の「医療事故」に該当するかいなかの判断に関して、地域で協働して意思決定している取り組みが紹介され、この取り組みが全国へと普及することが期待される。また、別のパネルディスカッション「『医療事故調査』のあり方を考える」では、医療事故調査の報告書を遺族に渡すことが義務とされていない点に関して、患者の立場のパネリストから批判的なコメントがあり、医療安全支援センターに報告書を提出するのであれば、なぜそれを患者に開示できないのかの理由が見当たらないとの見解が示された。他のセッションでも、医療事故調査の正確性を高めるために、Ai（オートプシーイメージング）を導入することの有用性や病理解剖の必要性、工学系委員が調査委員に加わる意義も提案された。総じていえば、現行の医療事故調査には多くの改善点があるとの問題意識は広く共有されたように思う。

今後医療者には、これらの課題に自主的に取り組み、制度開始10年の節目には、Professional Autonomyの成果として課題克服事例・方法論が報告されることを期待する。